

ヒアリング資料 知的障害児施設の実態

(財)日本知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会

日本知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会が実施した実態調査等における知的障害児施設の実態について資料として提出いたしますのでご参照下さい。

I 児童福祉法改正施行の実態

1. 支給決定の実態

平成 18 年 10 月 1 日児童福祉法改正施行に伴う支給決定は、児童施設分科会が 10 月 10 日、19 年 1 月 20 日、19 年 5 月 1 日に調査を実施した。その結果は第 1・2 表の通り施設所在の都道府県における措置・契約の決定は、著しい格差がみられた。

(18 年・19 年緊急調査・20 年支給決定の事例調査から：自閉症児施設 3 施設含む)

第 1 表 調査回答における支給決定等の状況及び推移

基準日	回答数	定員	在籍数	在籍率	過齢児率	措置数	措置率	18 未満措置率
18 年 10 月 1 日	224	10,336	8,552	82.7%	39.7%	2,316	27.1%	39.3%
19 年 5 月 1 日	183	8,095	6,704	82.8%	37.1%	2,200	32.8%	44.6%
20 年 1 月 1 日	180	7,966	6,789	85.2%	—	2,368	34.8%	—

※ 平成 18 年 12 月の「虐待等」の解釈事例が出た事もあり措置率は上がっているが、都道府県の措置率の格差が続いている。この背景には、「原則契約制度に移行」との説明がある。

※ 契約制度により児童相談所と施設・保護者の関係が弱くなったとの声が増えてきた。

第 2 表 都道府県における措置率(全員)の状況 (都道府県数)

基準日	措置率	～10%未	10～30%未	30～50%未	50～70%未	70%～
18 年 10 月 1 日		9	24	4	5	3
20 年 1 月 1 日		7	17	9	8	4

○ 支給決定に対する児相等との協議状況(19 年 1 月)

協議数	措置に変更	変更率	継続協議
830 人	475 人	57.2%	61 人

※ 10 月支給決定を見送った県があったが 19 年 2 月には全県で終了。

※ 契約のケースには、虐待・ネグレクト等社会的養護を要すると考えられるものが含まれている。

※ 自閉症児施設は、専門療育という性格から家庭養育の困難さに対し社会的養護としての認識が弱く、契約が主となっていることから再検討が必要ではないか。

2. 準備不足のまま施行を強行したことの混乱

(1) 18 年 9 月 29 日省令告示にみられるように移行の諸事務が遅延した。

⇒ 受給者証の交付が間に合わない県があったが、10 月 1 日に遡及適用して契約を求められた。

⇒ 一方、準備が間に合わなかったため支給決定の延期、措置・措置費で対応した県がある。

(2) 施設側の運営規程・契約書、利用者負担額の確定等に時間的余裕がない

(3) 契約が 10 月 1 日に完了しないなかで措置解除通知の送付等見切り発車的なスタート。

○ 準備状況

主体	説明会開催		契約書作成		重要事項作成		18年10月1日契約の状況				
	施設数	回数	未作成	済	未作成	済	未締結	契約済	契約人	受給証	仮証
施設数	149	261	40	134	42	132	58	102	2,193	770人	115人
%	85.1		22.8	76.5	24.0	75.4	33.1	58.2	49.3	35.1	5.2

3. 利用者負担による混乱

(1) 制度改正の都道府県での説明の不充分さ

⇒ 制度が変わったから必要な書類提出程度の説明に止まる

(2) 措置・契約制度における利用者負担の格差

⇒ 同一施設での援護における異なる負担方式は、法の下での平等を欠く

- ・ 契約は、定率1割、食費・光熱水費、日用品、医療費、学校教育経費
- ・ 措置は課税所得に応じた徴収金により事業費・医療費・学校教育費も公費負担

⇒ 負担増から家庭引取りがみられた。9月末退所164人、10月以降契約を理由に67人退所

4. 契約制度導入における施設運営の混乱

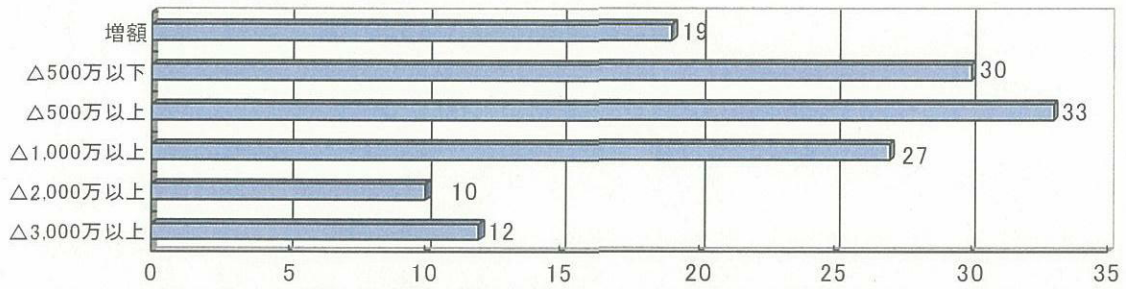
- 施設給付費の単価は、公立施設が1000分の965と示され、民間施設の民間施設給与改善費は3.5%程度の算定となり、それを超える分の減額や各種加算の打ち切りによる減収
- 地域区分の適用の問題
 - ⇒ 施設給付費は18年4月、介護給付費（短期入所・児童デイサービス等）は16年4月現在の地域区分の適用という矛盾
- 定員規模単価は、暫定定員から認可定員となり、入・退所に伴う欠員状態による減収
- 施設給付費の日額制による影響が大きい
 - ⇒ 外泊・入院等の減算による減額
- 利用者負担金の滞納・未収等の発生
- 措置費事業費より1万円程の利用者負担額の増とすることの問題
- 請求等支払い事務説明に不充分さ、請求事務等による支払の遅延に伴う資金繰りが悪化した
- 社会福祉法人軽減等の取り扱いが不明のままスタートした。
 - ⇒ 成人に準拠する程度の説明で障害児施設に関する事務連絡が遅れる
- 措置費についても月末翌月払いに変更、法改正時に18年度保護単価すら示されていない。
- 措置・契約の混在は、生活支援、保護者との対応等にさまざまな影響を招いている。
- 9月措置費収入と10月以降の総収入(事務・事業費含む)比較（減収率の状況）

調査有効回答161施設のうち80%が減収と回答

減収率	～5%	～10%	～15%	～20%	～30%	30%～
18年10月	42	27	19	25	12	5
18年12月	29	23	27	23	22	5

- 18年度決算段階(4月末)においても、会計処理についての都道府県からの通知がない現状である。
- 18年度決算による資金収支決算経常活動の収入の増減(17年度比)実態(有効回答数138施設)
 - ⇒ 激変緩和の時限措置の撤廃が必要

18年度収入の増減



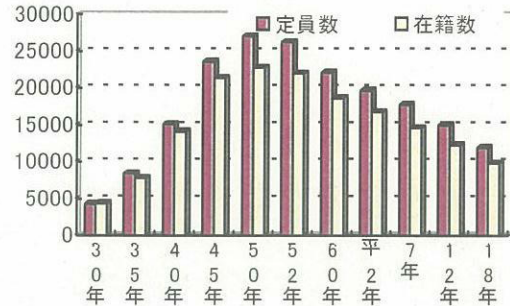
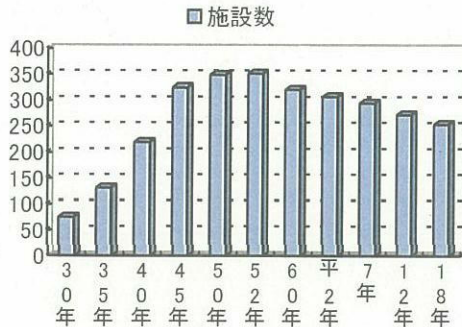
- 経常活動に伴う収支の状況は、17年度に比して減額となったのは 112 施設(81.1%)、それに伴い支出を削減する 107 施設(77.5%)である。

これらの現状に対して当面の緊急措置を検討して頂きたい。

- ① 定率1割の負担対象を基本単価に限定し、各種加算は除く。
- ② 契約の場合は、特別児童扶養手当の支給対象とする。
- ③ 運営費は、従前の定員払いとして頂きたい
 - 施設給付費は、安定した施設運営のため経過措置として月額制を基本とする。
 - 入院時には職員の付き添いが必要とされること、外泊は家族再統合に向けてより積極的に実施する必要があること等の児童期の特性を考慮し、減算措置は講じない。
 - 単価の見直し等において人材確保・育成が可能な検討をする。
- ④ 激変緩和措置の90%保障を継続する。また、小規模施設における減収や入・退所の変動等により、施設運営が不安定を招いている事から、単価の見直し及び空床に対する一定の保障をする。
- ⑤ 施設措置費・施設給付費は、児童養護施設と同様の実態に即した対応を検討する。
 - 児童養護施設でのグループケアを導入し加算措置。
 - 児童養護施設での就学前の子どもに対する加算措置。

Ⅱ 知的障害児施設の現状

1. 施設数・定員等の現状



○法2条の公的責任により公立施設等の設置促進。
○施設の減少は過齢児対策としての成人施設への転換による。

○入所児童数の減少は、特別支援学校の整備により育代替機能の終焉、在宅支援サービス教の整備、家庭不分離を基本とする指導等から施設に対するニーズの変化による。

(厚労省：毎年10月1日現在)

	30年	35年	40年	45年	50年	52年	60年	平2年	7年	12年	17年
施設数	75	131	219	325	349	352	321	307	295	272	255
定員数	4,281	8,396	15,124	23,582	27,022	26,237	22,096	19,694	17,776	14,975	12,152
在籍数	4,382	7,791	14,126	21,380	22,758	21,960	18,622	16,754	14,597	12,276	10,155
充足率	102.4	92.7	93.4	90.6	84.2	83.6	84.2	85.0	82.1	81.9	83.5

2. 入所の状況 (調査回答率80%による実態)

(1) 年間1,400～1,500人程度の受け皿が必要である。

協会全国調査による入所数の動向は、現状では年間約1,500人前後で推移している。

(*基準日は10月1日でその前1年の数値)

	3年	7年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
入所数	1,704	1,301	1,279	1,546	1,429	1,870	1,664	1,373	1,372	1,727	1,457	1,627
%	9.7	8.3	8.8	10.9	11.8	13.4	13.1	11.9	14.3	16.2	15.0	17.1

(2) 入所に係わる動向

- ・ 入所時の年齢では小学1年入学時が12.5%、次いで高校入学15歳時11.5%が多く、就学前8～10%程度を占める
- ・ 思春期に親よりも体格が上回り養育課題が深刻化する30～40%
- ・ 入所時期は、4月に30%程度入所し、年間概ね平均的に分散して入所している。
- ・ 障害の程度は、㊤・A-1 44.2%で、中軽度が55.8%と知的能力が高いが社会性、適応行動等に課題のある者の入所が年々増えている。
- ・ 入所前の生活の場としては、家庭が75%であるが、他の児童福祉施設等からの措置変更、特に児童養護施設からの変更が8～10%程度見られる。

○ 平成 17 年度の入所数と年齢状況

		人数	5 歳以下	6~11 歳	12~14 歳	15~17 歳	不明
17 年度入所者		1,246	92	355	282	292	245
		%	7.4	26.9	22.6	23.4	19.5
内 訳	男	841	70	234	190	189	158
		69.1%	8.3	27.8	22.6	22.5	
	女	405	22	101	92	103	87
		30.9%	5.4	24.9	22.7	25.4	

○ 障害の程度

		人数	㊤	A—1・2	B—1	B—2
17 年度入所者		1,246	312	239	379	316
		%	25.0	19.2	30.4	25.4

○ 入所月の動向(17 年)

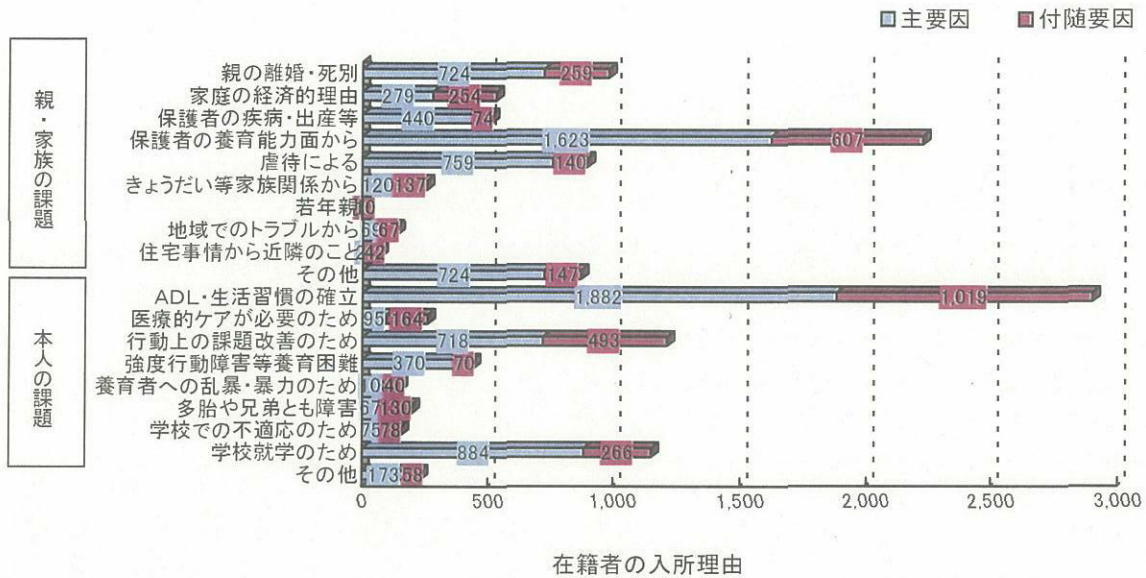
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	不明
計	526	46	62	63	57	57	56	50	58	48	55	100	68
%	42.2%	3.7%	5.0%	5.1%	4.6%	4.6%	4.5%	4.0%	4.7%	3.9%	4.4%	8.0%	5.5%

○ 入所前の生活の場 (%は 17 年入所数比)

生活の場	人数	%	生活の場	人数	%
家庭	831	66.7	病院等医療機関	17	1.4
他の知的障害児施設	37	3.0	学校寄宿舎	9	0.7
児童養護施設	69	5.5	その他	17	0.9
乳児院	9	0.7	不明	277	
その他の児童福祉施設	36	2.9			

(3) 入所理由・動向

在籍児童全員(在籍数 7,945 人)の入所時の理由は、虐待による入所や親の養育能力に関する事情が多く前年より 5~6ポイント増加している。



入所の傾向について

- ① 離婚・死別等による家庭機能の崩壊・低下から養育困難
→ 家庭の状況は、両親世帯は 50%程度に止まり、両親のいない世帯、ひとり親世帯で家族への支援等の要保護世帯が半数を占めている。
 - ② 疾病・傷病、養育力、養育不安・疲労からの家庭養育の困難、
 - ③ 虐待等の身体的・精神的な課題から家庭分離の必要性の増加
 - ④ 地域でのトラブル
 - ⑤ 子どもの ADL 等生活能力の未熟さ
 - ⑥ 情緒・行動の課題からの家庭養育の困難さ
- 等さまざまな要因が重なり合っている。子ども本人の課題に対する対応の困難さが家庭養育困難さを増幅している。これらの要保護児童は 5 割以上と推計できる。

3. 虐待に関する状況

(1) 虐待による入所数

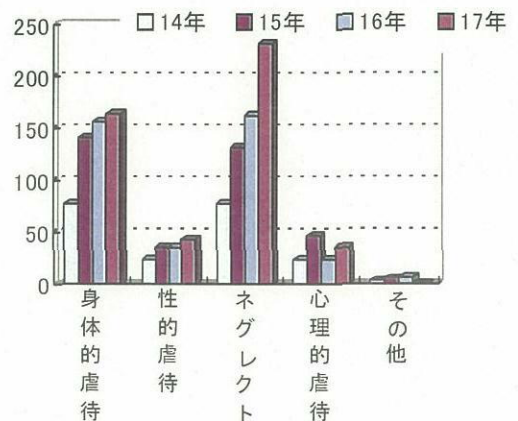
16 年度 336 人、17 年度は 43 人増の 379 人。

(2) 虐待の内容

身体的虐待が 164 人と前年より 8 人増加、ネグレクトが 162 人、前回より 31 人増加している。男女別では、性的虐待を除いて男子が高く、特に身体的虐待における男子の割合が高くなっている。

(3) 16 年 9 月調査では、児童相談所での認定した以外に施設として入所後の状況から虐待と判断した事例も多く虐待に対する判断の難しさがある。特に養育能力等から適切に養育されない影響と発達障害

に起因する状態像の区別をつける臨床的なデータもない。虐待、特にネグレクトの分類は児童の発達の状況から養育環境の二次的要因(障害)を広義に捉える必要があり、思春期以降にその矛盾が表面化する。



○ 虐待による入所動向及び内容（※複数回答）

	計	%	男	女	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
14年	126	9.6%	76	50	77	24	77	24	3
15年	284	24.1%	156	128	140	34	131	46	5
16年	336	29.3	184	152	156	35	162	24	6
17年	379	30.4	223	156	164	42	231	34	1

入所児童の障害の程度や特性から親の養育困難さは、虐待と判断に至る背景も含めて障害児の育ちの環境が悪化しているというのが現場の率直な感想である。

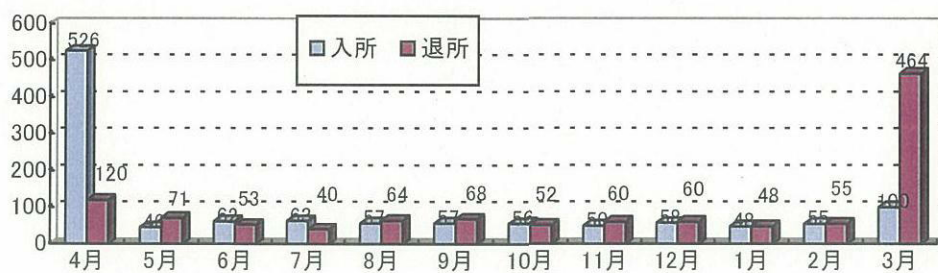
障害児の家庭、学校、地域でのさまざまな課題から施設入所に至る経緯から社会的養護の観点による実態把握が必要である。（発達支援部会 17年6月障害児の虐待に関する調査報告）

虐待防止法に伴う対策は、障害児に対する予防から障害児の福祉サービスのあり方を含めてトータルな対策の検討も必要ではないか。

4. 退所の状況

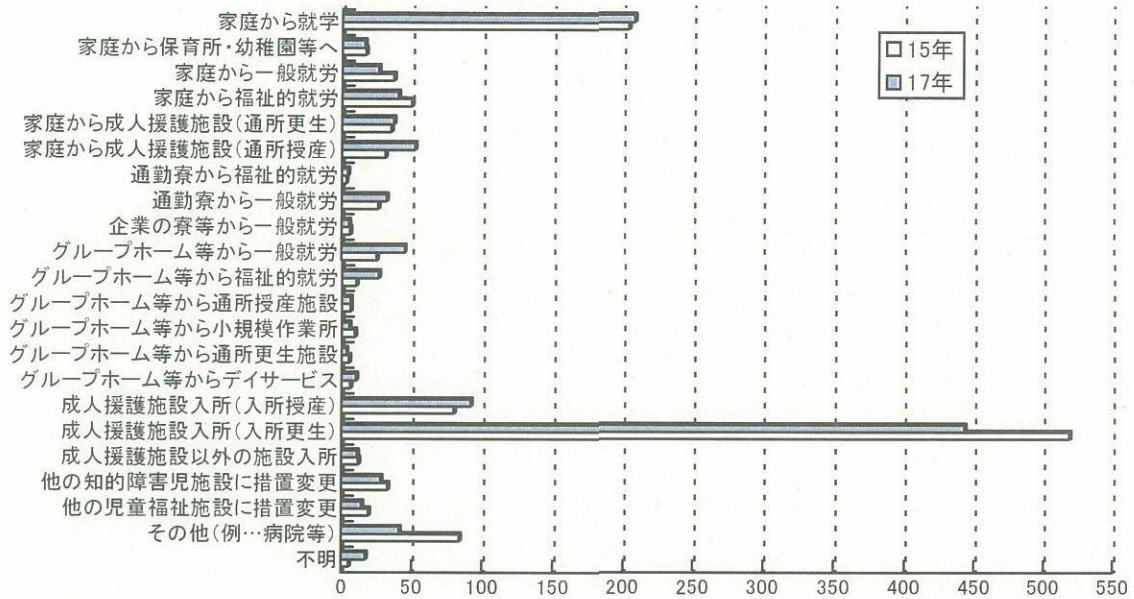
- 退所児童の進路 年間 1,200～1,500 人程度退所している。
- 児童期に家庭にもどるのは 18.1%で家族再統合の困難さがあるのは、入所時点で既に家族機能が崩壊していることから要支援家庭が多い事と関係している。
- 就労は 7.6%に止まり、自立した地域生活への移行の困難さがある。満 18 歳から年金受給の 20 歳までの間の経済的理由から選択肢が少ない事も影響している。
- 退所月は、3 月末に集中し、次いで 10 月が多く毎月一定数が分散している。
- 児童施設の過齢児対策が進まない理由に入所更生施設への移行を希望しないことや自立生活が困難なため入所施設への依存度が高く、成人援護施設の整備状況に左右されている。

17年度月別入・退所の状況



	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
退所数	1,247	1,355	1,363	1,470	1,222	1,268	1,161
%				11.2	12.1	12.5	12.7

退所児童の進路先



□平成 18 年度入・退所の状況(法改正の影響)

(1)入所状況

- 平成 18 年度入所児童数 948 人、入所率 11.3% (平成 17 年度 1,457 人、入所率 15.0%全国調査)
 - ・ 前期 587 人 入所率 14.0%
 - ・ 後期 361 人 入所率 8.6% [契約 167 人(46.3%) 措置 194 人(53.7%)]
 - ・ 平成 19 年 4 月の入所は、18 年 4 月に比して 35 人増加している。

(2)退所状況

- 18 年度退所児童数 1,188 人 退所率 14.7% (平成 17 年度退所率 11.0% 全国調査)
- 前期 512 人 と法改正施行前の 9 月退所が 164 人と多く、制度改正の影響、特に利用者負担増が関係していると思われる。
 - 後期 676 人 後期内訳 契約 458 人(68.6%) 措置 210 人(31.4%) と契約は措置の 2 倍多い。契約を理由に退所したと報告したのは 67 人(9.9%)である。

18 年度入・退所数 (回答施設 183 施設)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	%	4月
入所							契約	45	24	25	24	14	35	167	46.3	183
	242	68	93	55	53	76	措置	37	29	27	22	22	57	194	53.7	94
	242	68	93	55	53	76	計	82	53	52	46	36	92	361		277
退所							契約	34	54	45	24	30	279	466	68.6	123
	79	79	55	68	67	164	措置	42	13	14	13	10	118	210	31.4	28
	79	79	55	68	67	164	計	76	67	59	37	40	397	676		151